# 植民地時期台湾の繊維産業政策

――大正期の蚕業奨励を中心として――

やまだ あつし

目次

はじめに

- 1. 大正期の繊維産業
- 2. 総督府の蚕業奨励
- 3. 蚕業奨励の帰結 おわりに代えて

## はじめに

本論は、大正期(1910年代から20年代)における台湾の蚕業奨励を通して、日本植民地時代の台湾産業とその政策の実態をより多面的に探ろうとする試みである。

日本植民地時代台湾の産業<sup>1</sup>は、二大主要産業であった糖業や米穀業、外貨獲得源であった茶業の姿が大きいといえ、それが全てでは無かった。その他にも多種多様な産業が存在した。特に注目に値するのは、繊維産業である。植民地時代後期に、台湾拓殖株式会社(台湾総督府の主導下で特別法により設置され、台湾開発を目指した国策会社。以下、台拓と略する)が各種の繊維産業に力を注いだからである。近著として三日月直之『台湾拓殖株式会社とその時代 1936-1946』(葦書房,1993年8月)を見てみよう。台拓中堅幹部であった三日月は、台拓や関連会社の事業全体像を回顧し紹介している内、資料編464-466頁で「栽培造林事業」として、綿花栽培、苧麻(ラミイ)、バナナ繊維を挙げている。また「開墾事業」でも東部台湾の開墾地の一部を直営農場として綿花、苧麻を栽培する計画だったと指摘している。本文中でも野蚕事業を台拓子会社が営んだことを72-74頁および98頁で指摘している。台湾を日本帝国圏における繊維供給基地(特に輸入に頼っていた繊維の自給基地)にしようとしていたのである。

では、台拓に先立つ植民地時代中期である大正期には、どのような繊維産業があり、それは後期(台拓)の繊維産業とどのように関係していたのだろうか。題名で示した蚕業(カイコ蛾を飼ってその繭から絹の原料を得る)は、戦前日本経済を支えた繊維産業であるが、台湾の繊維産業の中ではどのような位置を占めていたのだろうか。そして蚕業にはどのような政策が選択されたのだろうか。

日本植民地時代台湾の研究は近年進展してきたが、主要産業である糖業・米穀業・茶業以外の 諸産業については、十分な研究がなされていない。また台拓は、注目こそされているものの、 (台拓が実際に行った事業の中心は、『事業概要』や三日月の回顧を読む限りにおいて、繊維産 業を含めた農林産業や土地開拓であるのに)台湾工業化のための組織であるとの理解が先立って いるため、台拓以前の台湾産業像の理解やそれと台拓事業との繋がりが不明確なままであり、研 究成果が得られているとは言えない。よって、本論に取り組むことは、単に植民地台湾における 諸産業政策の実態解明になるだけでなく、台拓の理解にも繋がることになろう。

### 1. 大正期の繊維産業

#### (1) 繊維産業の概要

最初に、大正期台湾の繊維産業の概要を探ってみたい。台湾総督府の部署のうち、産業奨励を広く取り扱うのは民政部の殖産局であった<sup>2</sup>。よって、殖産局の年報から繊維産業に関する記述を拾ってみよう。まず1912(大正元)年度『台湾産業年報』の記述を見てみると、「第一編農業」に記載されているのは、苧麻と黄麻(ともに87-90頁)、藺草と鳳梨(パイナップル)繊維(ともに90-92頁)、そして蚕業(109-116頁)である。また畜産の中には羊(116頁)がある。具体的な記述を見ると、苧麻と黄麻(ジュート)は、台湾全体での需要状況が記され、その次に、作付面積・収穫高・1甲(約1ヘクタール)平均収穫高が、表形式で報告される。この表には各地方庁別(1912年度)と台湾全体(過去5年)の推移との両方が記載されている。最後に各地方庁における栽培の増減や特記事項などが報告されるという形である。藺草と鳳梨繊維の報告も同様の形である。羊は台湾全体での頭数が示されているだけで、牛・豚・山羊と違い牡牝など具体的記述はない<sup>3</sup>。蚕業は後述する。

また「第五編 工業」には、織物業 (302-304頁)、製帽業 (309-313頁)、製蓆業 (313-315頁)がある $^4$ 。1915年度『台湾産業年報』も、それぞれの記述内容に相違はあるものの、項目に変化はない。

下って1919年度以降は、『台湾農業年報』と『台湾商工年報』に殖産局の年報が分離する。それとともに記載方法も変化し、文章記述の割合が低下して、統計が過半を占めるようになる。それでも例えば、1924年度『台湾農業年報』に記載されている繊維関係の記述として、苧麻(73頁、統計表の形で年度別の作付面積・収穫高・価額・1甲当収穫高の実数と1902年度を100とした指数を示す)、黄麻(74頁、統計表の項目は苧麻と同じ)、鳳梨繊維(74-75頁、同上)、藺草(75-76頁、同上)、養蚕(102-103頁、統計表の形で年度別の飼養戸数・蚕種掃立枚数・繭の種類ーー繭・玉繭・出殻繭・屑繭ーー別の産額の実数と1902年度を100とした産額の指数を示す)というように、採り上げられている繊維の項目自体は『台湾産業年報』時代と変化はない。

ただ、これら年報の記載は、総督府殖産局が(試作でなく)本格生産に関心を持ち、地方庁に

報告を求めていたものに限られるようだ。例えば綿花についての記載は大正時代を通して『台湾産業年報』にも『台湾農業年報』にもない。では台湾では綿花は全く栽培されていなかったかと言えば、そうではなかった。台湾綿花栽培組合と言う組合が台南にあり、『台湾に於ける綿花』という報告書を「第○回綿花栽培事業報告」という副題で大正時代に数回刊行していた5。ただし、綿花は1906年から1910年まで台北農事試験場など各地で試作されたものの不成績に終わり、1912年時点では総督府殖産局や地方庁の手を離れ、上記の台湾綿作栽培組合の主導で試作されているに過ぎなかった6。よって、殖産局は綿花の本格生産にはまだ関心がないので、『台湾産業年報』に記載しなかったようである。

#### (2) 繊維産業の類型

年報などでわかる通り、1912年の台湾における繊維産業には、幾つか違った類型の繊維があったことがわかる。第一に、苧麻・黄麻やパイナップル繊維など亜熱帯・熱帯の作物を原料とした麻系の繊維がある。台拓営業当時は南方特殊資源と称された、日本本土ではあまり採れずに輸入に頼っていた種類の繊維である。第二に、綿花のように日本でも江戸時代は多数栽培されたが、明治以降は輸入品に押されて(日本国内での消費量は増加していったにもかかわらず、商品作物としては)日本本土から駆逐されていった繊維がある。第三に、カイコ(蚕業)のように日本本土の農村で盛んに飼育・製造されていた(第二の類型とは反対に明治以降に増産され、生産地域も拡大していった)繊維がある。第四に、羊のような(哺乳類の体毛から得る)動物性繊維がある。羊は日本本土でも飼育されたが、あまり盛んではない。これら四類型のうち大正初期に台湾で盛んに栽培されており、製品の加工も行われていた繊維は、第一の類型に属するものであった。一方、20数年後に台拓が資本を投入したのは、第一の類型に加えて、第二の類型に属するものであった。

ただ興味深いことは、大正期に総督府が注目したのは、第三類型に属する養蚕であった。上記の通り1912年度『台湾産業年報』は、「第一編 農業」にて蚕業の項目をたてているが、その記述は、以下で始まっている (109頁)。

養蚕業ニ関シテハ領台以来農事試験場其他各地ニ於テ屡々試験飼育セラレ其成績ノ見ルヘキモノアリ明治四十三年度ヨリ之カ奨励ノ端緒ヲ開キ桑苗養成蚕業試験及講習ヲ開始シ大正元年九月二十日府令第二十一号ヲ以テ蚕業奨励規則ヲ発布シ桑苗、肥料、蚕種及蚕具ノ無償配布、桑園、稚蚕共同飼育場ノ設置、蚕業教師ノ配置、奨励金ノ下付又ハ蚕繭、蚕絲若ハ真綿<sup>7</sup>ノ買収ヲ開始シタルヲ以テ各庁及各農会ニ於テ亦之カ奨励ニ着手セリ

すなわち、台湾総督府殖産局は、1910 (明治43) 年度から養蚕の奨励に取りかかり、1912年度から本格的に蚕業の奨励を始めたのである。総督府は、日本本土では経済的な栽培を期待できない繊維だけを求めずに、日本本土で多数製造されるのと同じ繊維を、台湾で作らせようとしたわけである。もちろん、人件費が安いことや、暖かい気候によるカイコや餌の桑の生育の速さなど比

較優位は考慮していたであろう<sup>8</sup>。また広東や上海近郊など中国でも蚕業が盛んであったことも 念頭にあったであろう<sup>9</sup>。次節では、総督府や地方庁の蚕業振興策を見てみたい。

#### 2. 総督府の蚕業奨励

#### (1)総督府の蚕業奨励機構

前節にある通り、総督府の蚕業奨励は、1912年度から本格的に行われた。本節ではその概要を 見てみよう。

殖産局には、庶務・農務・糖務・林務・鉱務・商工・権度・移民・林野調査の9課が存在したが、そのうち蚕業奨励を担当したのは農務課であった。そして、農務課の下で蚕業奨励に当たる機関として、養蚕所が台北に設置された。蚕業奨励に携わる具体的人数は、1912年5月の「蚕業奨励に関スル事務ニ従事セシムル為台湾総督府ニ臨時職員ヲ置ク」(公文類聚・第36編・明治45年〜大正元年・第4巻・官職3・官制3)から見いだせる。これは総督府殖産局の官制変更が、1912年5月の勅令第112号として内閣から認められたものであるが、内容は蚕業奨励に従事する技師(高級技術官僚)2人10、技手(技術官)7人、属(中級職員)2人を新たに農務課に配置するものであった。次年である1913年7月の殖産局における専任の技師配置は、農務課9人(他に他所属者の兼務3人)、糖務課2人(他に兼務5人)、林務課4人(他に兼務2人)、鉱務課2人(他に兼務2人)、商工課1人(他に兼務2人)、権度課1人、移民課0人(他に兼務2人)、鉱務課2人(他に兼務2人)、方において、権度課長であった野呂寧が移民課長と林野整理課技師を兼務していたように、それぞれ多数の仕事を兼ねて抱えていたい。よって、蚕業と職務が明記された技師を、専門機関および部下に複数の技手をつけて配置するよう決めたことは、台湾総督府が蚕業について強く奨励する意志を持っていたことになる。

「蚕業奨励に関スル事務ニ従事」した人員個々の役割は、1917年時点であるが「明治四十五年 勅令第百十二号蚕業奨励ニ関スル事務ニ従事セシムル為台湾総督府ニ臨時職員ヲ置クノ件中ヲ改 正ス」(公文類聚・第41編・大正6年・第6巻・官職 5・官制 5) からわかる。この文書中に 「蚕業従事者左ノ如シ」として、以下の通り掲載されている。

蚕業行政主任 養蚕所長

養蚕所長 技師 堀内 政一

同所技師 同 霜 新八郎

実習及奨励事務

属 長谷川 益次郎

司

同 佐久間 不二雄

養蚕所一般事務

同 水谷 岩三郎

講習事務 桑苗養成及試験

技手 中野 八郎

蚕繭買収事務 同 川崎 喜代平

南部ニ於ケル桑ノ木栽培及養蚕試験 同 富樫 謙

蚕種事務 同 浜井 寿七

また、1920年度版『台湾農業年報』にも160頁で「殖産局附属養蚕所」の説明として 台北市頂内埔に在り大正二年の設立に係る、庶務係・事業係に分ち庶務係に在りては庶務・会 計及産繭買収に関する事務に従事し事業係に在りては養蚕及桑樹の試験並に蚕種及桑苗の生産 配布に関する事務を分掌しつつあり

として養蚕奨励に関係した人員の分担を記している。すなわち、技師の指導下、蚕業の実習、桑 苗の試験、さらにできた繭の買収までを分担して行っていた。

なお、官制上の蚕業奨励職員の定員は、技師2人、属と技手をあわせて9人だが、実際には属 3人と技手5人で1人欠員となっている。また、技師のうち養蚕所長は、農務課で他の業務を兼 任する技師であり<sup>12</sup>、蚕業専任の技師は実際には1人であった。属は殖産局農務課に配置され、 技手は養蚕所に配置されていた。

この「明治四十五年勅令第百十二号蚕業奨励ニ関スル事務ニ従事セシムル為台湾総督府ニ臨時職員ヲ置クノ件中ヲ改正ス」は属の1人減員を内閣に提案した文書であるが、その後しばらく変化なく、1920年の「台湾総督府部内臨時職員ヲ設置ス」(公文類聚・第四十四編・大正九年・第十巻・官職九・官制九(台湾総督府))でも、第1条第5項に

蚕業奨励ニ関スル事務ニ従事スル者

技師 専任 二人

属

専任 八人

技手

として、蚕業関係の職員定員はそのまま維持されていた。

## (2) 総督府の蚕業奨励機構の活動

続いて総督府の実際の蚕業奨励を見てみよう。

総督府の蚕業奨励は、前述の通り、「大正元年九月二十日府令第二十一号ヲ以テ」発布された「蚕業奨励規則」に従って行われた。その規則第一条の第一項に、

台湾総督ハ蚕業奨励ノ為メ本令ニ依リ適当ト認ムル者ニ桑苗、肥料、蚕種及蚕具ノ無償配布、 桑園、稚蚕共同飼育場ノ設置蚕業教師ノ配置奨励金ノ下付又ハ蚕繭、蚕絲若ハ真綿ノ買収ヲ為 スコトアルヘシ

とある。これが奨励の手段であった。

まず最初に注目したいのが、桑園設置と蚕種(蚕の卵)の配布である。前述の1912年度『台湾

産業年報』を見よう。ここの記述は、前節に引用した文章に続いて、各地方庁に対する補助の表(109-110頁)、最近4カ年における台湾全島の桑園面積表(110-111頁)、最近2年間における庁別蚕種掃き立て数(親峨の数と幼虫の数)および繭糸の産額表<sup>13</sup>(112頁)、そして各地方庁の報告(112-116頁)からなっている。ここで総督府の具体的な奨励策がわかるのは、最初の各地方庁に対する補助の表である。表の項目となっているのは、「桑園設置補助金」「桑苗補助(数)」「蚕種補助(数)」である。また「(設置補助金の対象となった)桑園面積」も示されている。蚕の餌として、台湾にも自生している野桑・山桑を与えることもできるが、桑園で刈り取った桑を安定的かつ十分に与える方が、蚕はより多くの絹糸を吐き出す。よって、桑園の設置は養蚕にとって重要である。また養蚕を行っていないところに、蚕を普及させるには、蚕自体の配布が欠かせない。同表によると、大正元年度には台北庁への3,445円9銭を最高に、台湾全体で13,266円80銭の「桑園設置補助金」を総督府は各地方庁へ補助し、それにより台北庁の68.7甲を最高に、台湾全体で265.38甲の桑園を開設設置させている。蚕種の方は、蚕の卵のついた紙を配布するという形で行われ、台北庁への239枚を最高に、台湾全体で954枚を配布している。その他、同表の欄外に「本表ノ外台北庁へ蚕具費1,210円ヲ補助セリ」とある。

桑園設置と蚕種の配布の次に注目したいのは、稚蚕(1齢、2齢などの初期の幼虫)共同飼育である。生き物の死亡率は幼少の段階が高い。これは蚕も例外でなく、初期の幼虫をきちんと管理すれば死亡率を下げ、より多くの幼虫を繭の段階まで到達させることができる。そのために専任の飼育担当者をつけて共同飼育をすることが日本本土でも行われた。台湾でもこの方法が導入されたわけである。共同飼育についても詳しい記述をしているのが、1916年度の蚕業奨励について記している『蚕業奨励成績報告』(台湾総督府殖産局,1918年10月,殖産局出版第211号)である。同報告によれば、共同飼育は全島で、1914年度に蚕業教師(蚕の飼育方法を人々に教授する係)費30,800円、飼育場費1,950円、蚕具費980円、1915年度に蚕業教師費33,900円、飼育場費2,450円、蚕具費1,180円が各地方庁に支給された。

また、桑園設置は全島で、1914年度に123.85甲、1915年度に198.39甲、1916年度に196.95甲で行われ、3年度を合計して519.19甲にわたった。1甲につき15円の奨励金を総督府は支払っていたので、1916年度は桑園だけで全島に3,000円弱の奨励金を支払っていたことになる。蚕種は全島で、1915年度に9,451枚、1916年度に8,862枚が配布された。1915年度の蚕業奨励としてこの3種類だけで総督府は40,000円強を投入したことになる。これだけで総督府の補助金としては、米穀改良奨励並の投入であった<sup>14</sup>。

# (3) 地方での蚕業奨励

次に地方の動向を見よう。総督府の指示に基づき実際に地方ではどのような蚕業奨励を行って いたのだろうか。

大正期台湾の地方制度は、1920年9月を境に、前は庁制、後は州制・市街庄制度となる。この

前後で行政区画・権限・役人数などに大きな違いがあるが、庁制時期について見てると、地方農政は技師(技師の配置されていない庁では、上級の技手)が、庁と庁農会それぞれに配属された技手・属(中級職員)・雇(下級職員)を指揮しながら、警察の協力を得て行っていた。庁は(財政制度上の都合で)地方税を独自に利用できず、技手や属の人数にも制約(配置換えはできるが、増員は内閣の了承が必要)があるなど、機動的な農政には支障があったため、地方農政は主として(庁の全面的な指導下にあり、独自の人事権と会費徴収権を持った)庁農会が行っていた。総督府の補助金も、庁を通じて農会へ渡して執行する形が多かった。よって、庁制時期の地方農政の動向は、庁農会の動きを見るとわかりやすい。

庁農会の動向は、まず概要が前述の『台湾産業年報』に報告されている。例えば、1912年度 『台湾産業年報』には「第一編 農業」にて「第八章 農会」という章をもうけ(152-181頁)、 各庁農会の、経費(農会自体の経費・農会の経営する農場の経費)と、米作・麦作・蔗作・茶園 ・園芸・養蚕それぞれの改良活動の動向、そして肥料共同購入について紹介している。各農会の 養蚕への取り組みもここ(169-171頁)で報告されている。前述の地方庁の報告(112-116頁)に よる一般概況とあわせ、各地方での取り組みの概要を知ることができる。

より詳細な庁農会の動向は、各農会が出していた農会報を見ることでわかる。総督府から最も補助の多かった台北庁農会の蚕業奨励を、『台北庁農会報』から見てみよう。1912年度『台北庁農会報』には、「養蚕ノ試験及其ノ指導奨励」と言う節(24-58頁)がある。同節は冒頭で、「養蚕ハ本島ニ於テ最モ有望ナル事業ノートシテ最近遽カニ振興発展ノ概ヲ示セリ」と指摘した後で、総督府から以下のような蚕業発達のために補助を受け、活用したことを記している(25-26頁)。

#### (イ) 蚕業教師配置奨励 3,690円

本会ハ奨励金ヲ以テ技手木村哇皖、技手山崎幸雄、技手佐藤勝治、技手池上喜兵衛、 技手斎藤雅一、助手鄭河南、助手林阿譲、助手劉宗意、嘱託萩原泰男、嘱託阪本倉蔵 ノ十一名ヲ採用シ現ニ蚕業ノ指導奨励ニ膺ヲシメツヽアリ

(口) 稚蚕共同飼育場設置奨励 300円

本会ハ台北、枋橋、頂埔、安坑、福隆山及景尾ノ六箇所ニ稚蚕飼育場ヲ設ケ技術員ヲ派遣シテ稚蚕ヲ飼育セシメニ齢乃至四齢ニ至ル蚕児ヲ附近ニ配布シタリ

(ハ) 稚蚕共同飼育場用蚕具費 1,210円

年度末二迫リテ下付ヲ受ケ備付クヘキ余日ナキニヨリ経費ヲ翌年度ニ繰越シ次年度早 # 蚕架、蚕箔、蚕網其他ノ蚕具ヲ備付タリ

(二)桑苗広東荊桑450本

農場内桑園二栽植シ試育中

(ホ) 大豆粕135塊

農場内桑園施用ノ分

(へ) 蚕種267枚

一小部分ハ本会養蚕室ニ於ケル試育用ニ供シ大部分ハ会員ニ配布シ飼育セシメタリ このような総督府の補助を得て、台北庁農会は、蚕業の指導奨励を行った。その内容は以下の 通りである (50-57頁)。

- (一) 教師ノ巡回指導
- (二) 伝習生ノ養成
- (三) 蚕室新築補助
- (四)桑苗ノ配布
- (五) 蚕種ノ配布
- (六) 蚕具ノ配布
- (七) 稚蚕共同飼育及其ノ配布

このうち、(-)・(四) ~ (+) は、本小節や前小節で記したような総督府の補助に、さらに農会独自の経費を加えて行った施策である。例えば、(四) 桑苗ノ配布については、具体的には以下の通り行っている (52-53頁)。

桑苗ノ無償配布総数ハ十四万九千三百本ニシテ其内十三万二千二百本ハ本会農場ニ於テ養成シ 総督府へ買上ヲ請ヒ更ニ会員へ下付ヲ受ケタルモノニ係レリ其ノ詳細ハ掲ケテ「一、桑苗圃」 ノ部ニアリ茲ニ之ヲ省略ス

前二掲クルモノノ外本年度二於テ総督府ヨリ台湾蚕業奨励規則二拠リ会員二魯桑十万二千本、 魯桑実生三十万四千三百十本及広東荊桑二十二万九千五百五十本ノ下付アリ、枋橋、新店、小 基隆、深坑、新庄ノ各支会区域及直轄ニ亘リテ栽植シ大ニ桑園ノ増殖ヲ見ルヲ得タリ すなわち、この1912年度だけで、魯桑(西日本で主に栽培されていた桑)や広東荊桑(中国の主 要養蚕地帯であった広東から輸入した桑)など、合計して77万本以上の桑を庁内各所に配布した のである。

また農会独自の施策としては、(二)(三)がある。例えば(二)は、以下の通りであり、この3名を皮切りに、毎年のように伝習生を養成して、農村へ蚕業技術の普及を図った(51頁)。<sup>15</sup>初メ本年度ニ於テハ手当ヲ給与シ伝習生三名ヲ教養スル見込ナリシカ蚕業ノ著シキ発展ノ結果進ンテ自費ヲ以テ当業ノ伝習ヲ受ケントスル者出ルニ至リ五月一日ヨリー名、七月一日ヨリー名ヲ本会附属養蚕室ニ於テ教養ヲ主トシテ実地ニ就キ伝習シ旁ラ簡易ナル学理ヲ授ケタルカ其内一名ハ家事ノ都合上中途退所シー名ハ翌年一月迄伝習ヲ継続セリ尚此外農事試験場卒業生ニシテ蚕業ヲ実習セムトスルモノー名出テタルニヨリ見習ヲ命シ手当ヲ給シ九月一日ヨリ伝習ヲ始メニ月末ニ至リテ助手ニ採用セリ

他に、台北庁農会は、この1912年度だけでも、桑苗圃 (26-27頁、桑苗養成施設)・試験桑園 (27-33頁、台湾在来の桑や日本本土の桑を植えて特性を試験する)・飼育用桑園 (34頁、附属養蚕室にて飼料とする桑葉を生産する) の経営、養蚕試験 (34-50頁、日本本土から各種の蚕を取り寄せて、気候の違う台湾での特性を試験する) の実施を行い、原蚕飼育室を建設 (58頁、庁内

に配布する蚕の親を飼育する)するなど、(例えば、米穀改良奨励が米穀の選択淘汰に事業を集中していたのと比べ)手広く蚕業奨励に当たっていた。

## 3. 蚕業奨励の帰結

## (1) 総督府の蚕業奨励活動の停止

台湾総督府の蚕業奨励は、前節のように組織的にも、内容的にも本格的なものであった。また 地方の庁農会でも、総督府の意を受けて本格的な奨励に取り組んでいった。前節で見た奨励策は 毎年継続して行われた。技師の給与などを含めると蚕業奨励に総督府が毎年度費やした経費は、 **表1**の通りである。

表 1 台湾の蚕業奨励予算 単位:円

年度	金額
1912	171, 726
1913	137, 726
1914	154, 027
1915	147, 866
1916	147, 866
1917	110,000
1918	144, 470
1919	117, 616
1920	114, 616
1921	147, 341
1922	66, 029
1923	25, 000

出典:藤本実也『台湾の蚕糸業』(丸山舎書籍部,1924年8月)82-83頁

しかしながら蚕業奨励の成果は、期待通りではなかった。繭の生産高は、**表2**のように1914年度から1921年度まで停滞を続け、同時期に蚕業奨励を開始した朝鮮(1910年の日韓併合により、朝鮮総督府の統治下に置かれる)において、繭の生産高が**表3**のように順調に増加していったのとは、対照的であった。

蚕業奨励本格化から10年余たった1923年、そして翌年の1924年に行政整理を行って、台湾総督府は奨励施策を整理した。蚕業奨励規則は1923年の府令第39号で、同年3月31日限りで廃止された。1924年版『台湾農業年報』は「本年度よりは専ら蚕種製造配布に意を用ゐ、殖産局養蚕所に於て採製せる蚕種三千四百枚を配布せり。」(169頁)と記している。要するに蚕種の配布のみを継続して、繭の買い上げを含む他の施策を全廃したのである。殖産局附属の養蚕所は残したものの人員を削減し、蚕業専任の技師も辞職させた16。台湾総督府は蚕業奨励をあきらめたのである。

表 2 台湾の繭生産高

tr. vie	年末桑園面積	蚕種掃立枚数	繭生産高	
年次	(甲)	(枚)	(石)	
1912	200.06	788	84. 262	
1913	364. 58	2, 216	264. 481	
1914	399. 19	4, 991	654. 290	
1915	430. 43	6, 984	634. 085	
1916	606. 94	8, 036	781. 452	
1917	610. 74	7, 616	736. 207	
1918				
1919	327. 02	6, 582	828. 393	
1920	157. 96	5, 529	797. 461	
1921	173. 83	4, 190	774. 874	
1922	193. 06	5, 564	1, 084. 440	
1923	216. 30	7, 341	1, 421. 010	
1924	250. 99	9, 754	2, 095. 270	
1925	233. 65	9, 569	2, 186. 290	
1926	244. 65	9, 443	2, 461. 630	
1927	461. 79	7, 816	1, 981. 112	
1928	433. 71	6, 948	1, 631. 306	
1929	553. 78	9, 202	2, 446. 152	

出典:台湾総督府殖産局『台湾産業年報』『台湾農業年報』各年度

表3 朝鮮の繭生産高

年次	飼育戸数 (戸)		繭生産高 (石)				/TT:#25 / FTT \	
	春蚕	夏蚕	秋蚕	春蚕	夏蚕	秋蚕	合計	価額(円)
1910	76, 037	-	-	12, 960	788	183	13, 931	431, 861
1911	101, 662	5, 086	2, 973	18, 383	1,076	573	20, 032	586, 119
1912	149, 927	8, 186	9, 376	26, 327	1, 356	1,757	29, 440	883, 500
1913	167, 342	10, 821	11, 293	32, 207	1, 983	2, 681	36, 871	1, 216, 743
1914	177, 320	18, 560	18, 776	39, 391	3, 480	3, 323	46, 194	1,630,048
1915	201, 963	18, 539	22, 005	52, 260	3, 175	3, 721	59, 156	1, 538, 316
1916	237, 329	16, 771	38, 728	61, 468	2,840	7, 613	71,921	2,661,082
1917	271, 160	24, 859	72, 771	78, 012	4,679	14, 494	97, 185	5, 835, 900
1918	328, 451	24, 852	78, 459	98, 244	5, 245	17, 580	121, 069	8, 424, 800
1919	343, 288	23, 512	104, 114	99, 117	5,002	18, 186	122, 605	11, 129, 756
1920	325, 882	20, 741	63, 142	115, 867	4, 094	12, 985	132, 946	8, 876, 804
1921	312, 578	21,046	69, 221	112, 515	4, 422	15, 716	132, 653	6, 659, 180
1922	341, 784	34, 579	79, 759	118, 666	6, 970	17,055	142, 691	10, 617, 113
1923	401, 563	37, 586	97, 172	173, 322	9, 046	25, 344	207, 712	14, 934, 214
1924	467, 475	26, 866	97, 920	210, 121	5, 135	28, 596	243, 852	12, 371, 933
1925	498, 100	41,664	131, 314	227, 500	10,847	46, 795	285, 142	21, 297, 544
1926	542, 690	222, 800		234, 655	82, 425		317, 080	19, 229, 672
1927	572, 927	224, 232		269, 586	85, 606		355, 192	14, 607, 838
1928	594, 209	266, 950		286, 013	100,	100	386, 113	_

出典:朝鮮殖産銀行調査課『朝鮮ノ繭』第2版(同課,1929年8月)14-15頁

## (2) 蚕業不活性の要因

上述のように、大正期台湾の蚕業は、総督府や各地方庁農会が奨励に尽力したものの、日本本 土や朝鮮と違って十分な発展を見せなかった。ただし、**表2**に見えるように、総督府が蚕業奨励 をあきらめ、繭の買い上げを中止した1924年以降も蚕業は衰退しなかった。ここではなぜ発展を 見せなかったか、そして奨励をやめても衰退しなかったかを考えてみたい。

ここで考えたいのは、総督府の蚕業奨励の目的は何であったかである。台湾の主力産業が、製糖業・米穀業・茶業であったことはすでに述べた。蚕業はそれらと主力産業と取って代わるものと考えられていたわけではない。では、蚕業はそもそも誰を対象として、どのような産業として考えられてたのであろうか。

蚕業は日本本土でも朝鮮でも、農閑期の余剰労働力を有効活用させ、水田には向かない傾斜地や河川敷、また畦や庭先などの半端な土地を有効活用させて、農家に比較的多額の現金収入を得させることを狙ったものであった。すなわち、それが農家の主たる事業ということを希望したわけでなく、有望な副業になることを欲したものであった。もちろん、蚕業専業化・準専業化する農家も存在したが、あくまでも多数の米作農家の中で、一部の(例えば米作の困難な地域の)農家が専業化を選択するというものであった。

台湾の蚕業はどうであったろうか。台湾も、米穀業・製糖業・茶業を主たる産業とする中で、 農閑期の余剰労働力や余剰土地の有効活用を狙ったものであったのだろうか。そして、大正期台 湾の農家にとって、新たに蚕業という副業を行うことが魅力的であったか、そしてその副業を行 うのに必要な投資が副業の利益に見合うものであったのだろうか。

ここで、南投庁農会が刊行した1916年度『南投庁農会報』の「蚕業ノ奨励」の以下の記述 (113-114頁) は注目に値する。

林杞埔支庁及埔里社支庁ノ如キ生産ノ中心タル可キ婦女子ノ多クハ従来ノ慣行ニ依ル手工的副 業ヲ有シ俄カニ不慣ノ蚕業ヲ試ルムモノ尠ナク予定ノ成績ヲ挙クル事ヲ得サル

すなわち、蚕業の奨励対象として、南投庁農会は、農村の婦女子の副業を念頭に置いていた。しかしながら、すでに他の副業を持つ地域(林杞埔支庁及埔里社支庁)の人々にとって、養蚕は必ずしも飛びつきたくなるものではなかった。

台湾の農村の副業については、後になるが台湾総督府殖産局から『台湾の副業』(同局,1936年3月)と言う調査報告が出ている。台湾の各市街庄(市町村に相当)でどのような副業が行われているか、その沿革・従業人数・生産方法・市場・収支などを調査したものである。これを見ると、多い副業は、藁加工品製造・木竹加工品製造など、米作の副産物や農村周囲に自生している材料を利用し、資本もいらず時間的にも融通可能な簡易な加工が主であった。

つまり、桑園が必要で(しかも桑園を維持するための肥料代金も必要で)、蚕の成長に合わせて忙しく給餌するなど管理も大変な蚕業は、時間的に比較的容易な副業に従事できる地域には、 (たとえ金銭的に多く儲かるものだったとしても)あまり歓迎されない副業であったのである。 1916年度『南投庁農会報』は、上記の引用に続けて114頁に「尨大ナル奨励区域ヲ縮少シ集団主義ヲ採リ全カヲ山頂地方ニ傾注シ」と記している。つまり、南投庁農会は、市場が遠くて適切な副業を得ることの難しい山地に養蚕奨励工作を集中したのであった。

一方で、交通が不便で現金収入に乏しい「蕃地」(原住民居住地域)では、1920年代後半でも、現場(理蕃の警察官)の判断で、原住民への養蚕指導が行われた<sup>17</sup>。また「蕃地」以外でも、山間部や東部台湾の現金収入の乏しいところでは、軽くて出荷輸送に便利な蚕は喜ばれた。日本の繭需要は旺盛であり、台湾産繭の質も悪くなかった<sup>18</sup>。よって、総督府の繭購入がなくなっても、日本へ繭を販売することで、蚕業は維持できたのである。

## おわりに代えて

植民地時代台湾の繊維産業は、苧麻・黄麻やパイナップル繊維など亜熱帯・熱帯の作物を原料にした麻系が繊維が中心であった。とはいえ台湾総督府で農工業を担当していた民生部殖産局は、これら麻系繊維以外の繊維についても振興策を打ち出した。その中で、大正期台湾の10年余の間、奨励が行われたのが蚕業であった。この蚕業奨励政策は附属養蚕所および各地方庁・庁農会を駆使した組織的・大規模・網羅的なものであった。

しかしながら、大規模な奨励策にもかかわらず、蚕業は大正期台湾では十分な成長を示すことはなかった。これは、蚕業が台湾人農民には必ずしも魅力あるものではなかったこと原因と思われる。もちろん、蚕業技術が改良されて、より利益が初期投資や手間に見合うようになれば、話は違ったかも知れない。技術改良が着々進んだことが、殖産局が奨励をあきらめた後も蚕業を維持することに繋がったであろうし、戦後の蚕業にも繋がって行ったのだろう。ただし、大正期の蚕業は、平地の台湾人には利益が十分見合ったものではなかったのであろう。

台拓が取り組んだ繊維産業のあり方は、この大正期蚕業奨励の経験から、どうしてそのような 形態になったかが推測できる。すなわち、苧麻のような従来からの熱帯繊維に加えて新たな繊維 産業を導入するのに際してバナナ繊維を加えたのは、(日本本土でもできるものよりも) 台湾の 気候特性を活かした繊維産業を推進するのが適切だと考えたからと推測できる。また、(大部分 を輸入に頼っていた綿花を栽培することにした時も)綿花を専用綿花畑でなく、サトウキビの裏 作として行う方針を立てたことや、蚕は飼育種でなく野蚕を放し飼いにすることにしたことは、 大正期蚕業で蚕専用の桑畑の造園奨励を行ったことの反省を踏まえた、従来の生産体系に僅かな 追加を行うだけで済む低コストの施策だったことと推測できる。そして東部台湾で直営農場を経 営することも、(農会農場のような実験場を除けば)直営農場を持たず、農民への奨励のみだっ たことが、思うような生産拡大をもたらせなかった蚕業への反省を踏まえたものであったろう。

本論は、まだ植民地期台湾の繊維産業についての初歩的な解明に過ぎない。蚕業だけをとっても、日本本土はもちろん、同じ条件で大々的な発展を遂げた朝鮮と、より詳細な比較を今後行う

必要がある。また、蚕業不活性の要因のより具体的な分析や「蕃地」蚕業の実態、そして台拓が取り組んだ繊維産業の踏み込んだ理解など、本論を通じて今後考えたい問題を多々見いだせた。

- 6 (臨時産業調査局技師) 岡田鴻三郎『台湾ノ綿作二関スル調査復命書』(発行年不明,東京大学経済学部所蔵)。なお未見だが、南方農業協会『台湾農業関係文献目録』(同協会,1969年3月)83頁に載っている、臨時産業調査局『台湾に於ける綿花に関する調査成績』(同局,1918年)は、この岡田の調査復命書と同じものかも知れない。
- 7 繭から副産物として採る雑繊維を言う。綿と言っても綿花から採る繊維ではない。
- \* 蚕の飼育は、蚕の成長速度と桑の生長速度の双方に規定される。日本本土は戦前、せいぜい年3回(春蚕・夏蚕・秋蚕、または春蚕・初秋蚕・晩秋蚕)の飼育が限度であった。一方、台湾は気候に適応した品種を選べば、より多回数の飼育が可能となり、桑園の土地生産性や、蚕飼育施設の利用率向上を期待できた。あいにく戦前台湾で多回数の飼育をしたという資料は残っておらず、1970年代になるが、大迫輝通『蚕糸業地域の比較研究——温帯日本と熱帯——』(古今書院,1983年10月)241頁によれば、台湾では蚕を1年間に8回飼育し、桑も1年間に4回収穫していた(桑園を2系列に分ければ、8回飼育の蚕に対応できる)。
- 9 1910年前後に、広東の蚕業についての調査報告が『台湾農事報』に幾つか掲載されている。
- <sup>10</sup> 同書類の説明に、「技師二人ノ中一人ハ純粋技術ノ研究指導ニ任シ他ノ一人ハ経済的見地ヨリ諸般計画施設ノ任ニ当ラシム」として技師2人の役割分担が記されている。

この配置が認められたことに基づき、熊本県技師であった安達健三郎が、1912年8月9日に台湾総督府に「蚕業試験ニ関スル技師」として任用され、殖産局農務課に配属された(台湾総督府公文類纂・明治45年・第7巻・第1門・高等官進退・第11頁・秘甲第1187号)。

- 11 もちろん無意味な兼務ではない。野呂寧は測量の専門家であり、権度(度量衡)、移民(移民に支給する 土地の選定と測量)、林野整理(林野の測量と用途決定)のそれぞれに必要な人材であった。
- <sup>12</sup> 最初に養蚕所長になった蚕業技師の安達健三郎は、1916年5月17日に総督府を辞め(台湾総督府公文類纂・大正5年・第5巻・第1門・高等官進退・第4頁・秘甲第634号)、後任の養蚕所長は蚕業の専門家外から選ばれた。

もちろんこれも無意味な人事ではない。堀内養蚕所長の専門分野は肥料であるので(『台湾農事報』第39号,1910年に「施肥の効果に及ぼすべき土壌水分の影響、同じく『台湾農事報』第43号,1910年に「肥料の配合と反応」という論文がある)、桑への施肥が増産上重要な要素をしめる蚕業にとっては、全くの門外漢ではない。また、総督府での技師歴も長く、前掲「蚕業奨励に関スル事務ニ従事セシムル為台湾総督府ニ臨時職員ヲ置ク」の説明による「技師二人ノ中一人ハ純粋技術ノ研究指導ニ任シ他ノ一人ハ経済的見地ョリ諸般計画施設ノ任ニ当ラシム」とあるうち「経済的見地ョリ諸般計画施設ノ任ニ当」たるのは適

<sup>1</sup> 本論で産業と言う場合は、原料の製造とその加工の両方を含む。例えば糖業は、製糖原料であるサトウキビの栽培(農業)と、サトウキビの粗糖への加工(工業)と両方を含む。繊維産業も繊維原料の製造(農業)とその繊維への加工(工業)と両方を含む。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 1912年4月時点で、台湾総督府の民政部には、財務局・通信局・殖産局・土木局・警察本署・蕃務本署・ 地方部・法務部・学務部の4局2署3部があった。

<sup>&</sup>quot;後1919年に「緬羊飼育試験ニ関スル事務ニ従事セシムル為台湾総督府ニ臨時職員ヲ置ク」(公文類聚・第四十三編・大正八年・第九巻・官職七・官制七(台湾総督府一))の文書が示すように、総督府は綿羊の試験を始めている。

<sup>4</sup> 他に染料としての藍の記述が、農業 (86-87頁)・工業 (328-329頁) ともにある。

<sup>5</sup> 第5回報告は、1915年7月に出された。

任であろう。

- <sup>13</sup> 掃き立てとは、孵化した蚕を飼育場に拡げることを言う。親蛾の数と、幼虫の蚕の数と、できた繭糸の産額がわかれば、飼育効率(より少ない親蛾や幼虫で、より多額の繭糸を得ることができれば、効率が良い)がわかる。
- 14 涂照彦『日本帝国主義下の台湾』(東大出版会,1975年) p.81 (表15) 参照。なお米穀改良奨励は、台湾の米穀業の姿を大きく変えた事業であった。
- <sup>15</sup> 藤本実也『台湾の蚕絲業』(丸山舎書籍部,1924年8月)66-69頁は、台北州(旧・台北庁)の養蚕伝習所の内規を掲載している。また、各州の養蚕伝習所終了者が、台北州120人、台中州208人、台南州293人、高雄州135人、合計756人であると記している。
- <sup>16</sup> 蚕業専任の技師であった霜新八郎は、1923年3月7日をもって「依願免本官」となった。このとき喜多孝 治殖産局長から田健治郎総督への内申には「右ハ大正十二年度予算節減二依リ整理ヲ要スヘキ者」とあっ た(大正12年、台湾総督府公文類纂、第1門、高等官進退、第17頁、秘甲第264号)。

『台湾総督府職員録』1924年7月1日現在によると、養蚕所の人員は、専任が嘱託1人と雇2人のみで、残りは兼任(所長技師1人・属1人・技手2人)となっている。所長技師は網野一寿だが、一般農業の技師であって蚕業の専門家ではない。

- 17 郡是製糸株式会社養蚕所『台湾蕃地養蚕法』(同所,1929年2月)
- 18 大迫前掲書, 225頁